

	適格認定の学業成績の基準
廃止	次の1～4のいずれかに該当するとき 1. 修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと 2. 修得した単位数(※)の合計数が標準単位数の6割以下であること 3. 履修科目の授業への出席率が6割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること 4. 警告の区分に該当する学業成績に連続して該当すること ※上記のうち、学業成績等が著しく不良である場合は、学年の始期に遡って取り消す
停止	2回連続で「警告」となった場合のうち、2回目の「警告」が「GPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属すること。」のみであること ※次回の学業成績の判定の際、「廃止」、「警告」に該当しなければ支援再開。
警告	次の1～3のいずれかに該当するとき（上の「廃止」の区分に該当するものを除く） 1. 修得した単位数(※)の合計数が標準単位数の7割以下であること 2. GPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属すること 3. 履修科目の授業への出席率が8割以下であることその他の学修意欲が低い状況にあると認められること

(※) 単位制によらない専門学校にあたっては履修科目の単位時間数

● 2年次以上の在学採用の基準

次の①か②のいずれかに該当すること

① 在学する大学等における学業成績について、GPA（平均成績）等が上位1/2以上であること

② 次の(ア)又は(イ)のいずれにも該当すること

ただし、災害、傷病その他やむを得ない事由により(ア)に該当しない場合には、(イ)に該当することで足りる。【特例①】

(ア) 修得単位数が標準単位数(※)以上であること

(イ) 学修計画書の提出を求め、学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること

ただし、①又は②に該当する場合であっても、在学中の学業成績等が適格認定の基準において「廃止」に該当する場合には、不採用とする。

(※) 単位制によらない専門学校にあたっては履修科目の単位時間数

● 斟酌すべきやむを得ない事情がある場合の特例措置

制度の適正な運営のため、学修成果が明確な場合か、本人の責めに帰さない、**やむを得ない事情に限定して特例措置**を講じる

特例①：傷病・災害等の不慮の事由

災害、傷病、その他やむを得ない事由がある場合は、「廃止」又は「警告」区分に該当しない

特例②：教育課程の特性

学生等の所属する学部等の教育課程と密接に関連した、確認大学等における学修の成果を評価するにふさわしく、かつ職業に密接に関連する資格等を十分に取得できる水準にあると見込まれる場合は、(GPA等が下位1/4であっても)「警告」区分に該当しない

※単純に合格者の人数で区切るのではなく、十分に資格取得できる水準であること

※公的資格や検定の他、それらに準じて同等以上の社会的評価を有する資格や検定とする

特例③：児童養護施設の入所者等

社会的養護を必要とする者で、確認大学等における学修に対する意欲や態度が優れていると認められる場合は、(GPA等が下位1/4であっても)「警告」区分に該当しない

※ 特例②又は特例③に該当しても、左表の「警告」区分の1.又は3.に該当していれば、「警告」の対象となる